団体積立制度

拠出型企業年金保険
ニッセイみらいのカタチ（入院総合保険）

Q1 団体積立制度とは、どのような保険ですか？

A1 毎月の月払のみ、または月払と半年払で掛金を積立て、定年後に年金または一時金を受取ることができる保険です。（月払にご加入の場合は、一時払を活用いただくこともできます。）
また、B:自由選択コースにご加入の場合は、ご退職後の医療保障を準備いただくこともできます。（ただし、掛金払込期間満了時の金融経済情勢、ご加入者（被保険者）の健康状態、すでに契約いただいている商品の状況等によっては契約いただくことができない場合があります。）

Q2 A:税制適格コースとB:自由選択コースの税務上の取扱いの違いは何ですか？

A2 A:税制適格コースのご加入者（被保険者）が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象です。
B:自由選択コースのご加入者（被保険者）が負担された保険料は、個人年金保険料控除の対象ではありませんが、一般生命保険料控除の対象です。

※当団体積立制度以外に個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当団体積立制度のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。

※平成23年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と平成24年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当団体積立制度は旧契約にあたり、個人年金保険料控除または一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法をそれぞれ選択することができます。

①旧契約のみで控除額を計算
②新契約のみで控除額を計算
③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）

制度運営費については、一般生命保険料控除・個人年金保険料控除の対象ではありません。

※令和6年12月現在の税制等に基づくものであり、今後、税務の取扱い等が変わる場合があります。「A:税制適格コース」については、保険料積立金の一部受取り（減口）がお取扱いできない、加入後10年未満で退職された場合には一時金でのお受取りのみとなる等の制限があります。

Q3 積立金の一部を受取ることはできるのですか？

A3 「B:自由選択コース」については、所定の事由に該当する場合にかぎり、保険料積立金の一部を途中で受取ること（減口）ができます。（1回あたり最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします。）
所定の事由については、パンフレット11ページの「保険料積立金の一部受取り（減口）」欄の＜別表＞をご参照ください。

Q4 掛金の払込みを中断することはできるのですか？

A4 「B:自由選択コース」については、所定の事由に該当する場合にかぎり、3年を限度として、掛金のお払込みを中断することができます。ただし、月払掛金・半年払掛金のどちらか一方のみのお払込みを中断することはできません。必ず、両方同時にお払込みを中断してください。
所定の事由については、パンフレット11ページの「掛金の払込中断」欄の＜別表＞をご参照ください。

Q5 口数を途中で変更することはできるのですか？

A5 口数の変更は年1回の募集時期にお申込みできます。月払については10月掛金（9月給与控除分）、半年払については12月掛金（12月給与控除分）から変更となります。

団体積立制度

拠出型企業年金保険
ニッセイみらいのカタチ（入院総合保険）

Q6 脱退はいつでもできるのですか？

A6 所定の手続きをとることにより、いつでも脱退できます。脱退時点の積立金額を脱退一時金としてお支払いします。（ただし、脱退一時金額は、積立期間によっては払込掛金累計額を下回ることがあります。）詳しくはパンフレット9～10ページの「給付額試算表」をご参照ください。
（一度脱退された場合でも、改めて次回以降の追加加入日に新規加入することができます。ただし、加入時点で各コースの加入資格を満たしていることが必要です。）

Q7 年金の種類はいつ選ぶのですか？

A7 年金の種類は、年金を開始するときにお選びいただきます。
年金は年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。

＊ご加入のご検討に際しましては、パンフレット・「契約概要」・「注意喚起情報」等にて必ず詳細をご確認ください。

日本ー企ー2024ー707ー12763ーT(R7.2.17)